

未来への伝承

第181回

亀城公園の東櫓と西櫓

市立博物館の東側に隣接する亀城公園（土浦城跡）は、茨城県指定文化財に指定されてから70年が経過しました。亀城公園は当初、昭和27（1952）年11月18日に「亀城公園及び亀城楼門」という名称で茨城県指定文化財（史跡）第1号に指定され、その後、昭和41（1966）年にその指定名称を「土浦城跡および櫓門」に改められています。今回はこの

亀城公園内に建つ、東櫓と西櫓を紹介します。土浦城には天守が無く、本丸内には東櫓と西櫓が設けられていました。櫓とは、攻めてくる敵の動きを監視する物見や、戦の際に指揮を執るための建物です。土浦城の東櫓と西櫓は、元和6（1620）年から翌年にかけて、当時の土浦藩主であった西尾忠永が建立しています。これらの櫓は物見としても使われましたが、どちらも將軍家からの拝領品や土浦藩主土屋家歴代当主の遺品、城内の武具などを収める、保管庫としても用いられました。

江戸時代後期の記録「秘公満律」によれば、東櫓は二階櫓の造りで、1階は梁行（梁に平行な面）5間（約9m）・桁行（梁に垂直な面）4間（約7.2m）、2階は梁行4間・桁行3間（約5.4m）の広さがありました。元和6年の建立以降、江戸時代を通して使われてい

ましたが、明治17（1884）年に火災で焼失してしまいました。現在の建物は、平成10（1998）年に復元されたものです。

一方の西櫓も二階櫓の造りですが、1階は梁行4間・桁行3間、2階は梁行3間・桁行2間（約3.6m）と、東櫓よりも一回り小さな造りでした。西櫓は、昭和24（1949）年に猛威を奮ったキティ台風の被害に遭い、復元を前提に解体されました。その後、平成3（1991）年に復元されています。

現在、亀城公園内で目にするこのことができる櫓は、いずれも江戸時代の記録などをもとに復元したものであり、往時の面影をしのぶことができます。このうち東櫓では、土浦城跡から出土した資料や、城下に刻を知らせた「土浦城櫓門の太鼓（土浦市指定文化財）などを展示公開しています。

茨城県指定文化財となって70年が経過したこの機会に、亀城公園へぜひお越しください。

※市立博物館が休館中のため、東櫓を無料開館しています。

（東櫓開館時間：午前9時～午後4時30分）

休館日：月曜日・祝日の翌日）

市立博物館（☎824・2928）



東櫓



西櫓